**天理市テナント事業者向け家賃支援給付金申請について**

**【受付期間】**

令和２年７月14日(火) ～令和3年2月19日（金）まで

**【申請方法】**

※郵送による申請のみ

　　　　申請書類を下記の宛先に郵送することで申請できます。

|  |
| --- |
| 《申請書等の郵送先》  〒６３２－８５５５　天理市川原城町605番地　　天理市産業振興課　宛 |

※令和3年2月19日（金）の消印有効です。

※簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。※送料は申請者でご負担願います。

※切手を貼付けの上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

**★お願い★**

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での提出にご協力願います。

**【申請に必要な書類等】**

1. **天理市テナント事業者向け家賃支援給付金申請書兼誓約書（別記様式）**

　※ホームページからダウンロードできます。

印刷できない場合は、下記の「お問い合わせ先」にご連絡いただければ郵送いたします。

1. **(写し）国の家賃支援給付金の振込のお知らせ**

※国の家賃支援給付金の申請後に、給付金を振込する旨の通知書が届きます

ので、その写しを添付してください。

1. **(写し）国へ提出した賃貸借契約の存在を証明する書類の写し（賃貸借契約書等）**
2. **(写し) 国へ提出した申請時の直近３カ月分の賃料支払実績を証明する書類**

**（通帳の写し、振込明細等）**

1. **(写し)本人確認書類(運転免許証等)**
2. **(写し)振込先口座番号と口座名義が分かる通帳等の写し**

**（通帳１ページ目の見開き部分）**

※**①～⑥の全ての書類が必要になりますので不足がないよう確認をしてください。**

※提出された書類等で、天理市で事業をしていることが確認できない場合や不備、

不足等がある場合は別途書類を求める場合があります。

**【お問合せ先】**

天理市役所　産業振興課　　電話番号　０７４３－６３－１００１（内線263）